平成 25 年 5 月 27 日

各　　位

埼玉県さいたま市中央区上落合 2 丁目 3 番 1 号
会 社 名　株 式 会 社　ゴルフ・ドゥ
代表者名取締役社長　伊　東　　龍　也
（ コード番号 3032　 名証ｾﾝﾄﾚｯｸｽ ）
問合せ先　取締役経営管理本部長
大　井　　康　生
（TEL.　０４８－８５１－３１１１ ）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において「定款の（一部）変更の件」を平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式の分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 21 日開催予定の第 26 期定時株主総会における定款一部変更案の承認を条件としております。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19 年11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、１株を100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

２．株式の分割

（１）分割の方法

平成25年９月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき100株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数　　13,113 株

②株式の分割により増加する株式数　1,298,187 株

③株式の分割後の発行済株式総数　　1,311,300 株

④株式の分割後の発行可能株式総数　4,400,000 株

（３）分割の日程

①基準日公告日 平成25 年９月13 日（金）

②基準日 平成25 年９月30 日（月）

③効力発生日 平成25 年10 月１日（火）

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

「２．株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日 平成25 年10 月１日（火）

（参考）平成25 年９月26 日（木）をもって、証券取引所における売買単位も100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

「２．株式の分割」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第184 条第２項及び第191 条の規定に基づき、平成25 年10 月１日（火）をもって次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

（２）変更の内容

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条(発行可能株式総数）を変更するものであります。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100 株とするため、定款第７条(単元株式数)を新設するものであります。

③単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第８条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

④その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰り下げを行うものであります。

⑤上記①～④の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第５条　（条文省略）	第１条～第５条　（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 44,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 4,400,000株とする。
（新　　設）	（単元株式数） 第７条　単元株式数は100株とする。
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ①　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ②　取得請求権付株式の取得を請求する権利 ③　株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第７条～第37条　（条文省略）	第９条～第39条　（現行どおり）
（新　　設）	附則 第６条の変更ならびに第７条及び第８条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月１日とする。なお、本条は平成25年10月１日の経過後、これを削除する。

以上